

平成22年2月17日

香川大学における「免許状更新講習」への受講者の事後評価について

本年度（平成21年度）から国公私立の幼稚園、小・中・高等学校等の教員について教員免許更新制が導入されました。

香川大学では、現職教員が受講する義務が課されている免許状更新講習を本年度中に必修領域に係る講習は10講座、選択領域に係る講習は114講座を開設しました。平成21年6月から12月までに開設した124講座についての受講者の受講後の事後評価がまとめられ、必修領域では「満足」、「おおむね満足」が93%、選択領域では「満足」、「おおむね満足」が96%と本学の取組について良好な評価（現職教員の今後の教育活動に役立った）を得られました。

1. 香川大学が開設した講習数（平成21年6月から12月まで）

必修領域に係る講習（12時間）… 10講習

選択領域に係る講習（6時間）… 114講習

2. 受講者（現職教員等）の講習受講後の事後評価結果

本学では、幼稚園、小・中・高等学校等の現職教員の今後の教育活動の充実に貢献できるように昨年より精力的に実施してまいりましたが、下記のような受講者の事後評価が得られました。

必修領域に係る講習

○ 「満足」 … 42.0%

○ 「おおむね満足」 … 50.7%

○ 「おおむね不満足」 … 7.2%

○ 「不満足」 … 0.1%

選択領域に係る講習

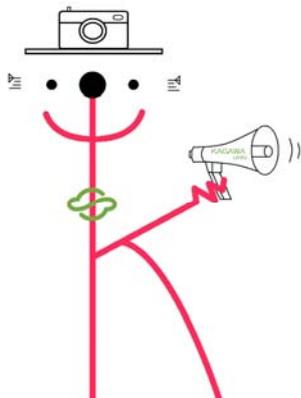
○ 「満足」 … 60.3%

○ 「おおむね満足」 … 36.1%

○ 「おおむね不満足」 … 3.5%

○ 「不満足」 … 0.1%

※教員免許更新制の目的及び内容、免許状更新講習の概要別紙1を参照下さい。



➤ お問い合わせ先

国立大学法人香川大学

教育・学生支援室学務グループ 左 二 良

TEL : 087-832-1143 FAX : 087-832-1176

E-mail : sogakh@jim.ao.kagawa-u.ac.jp

(別紙1)

平成21年度から実施された教員免許更新制の概要

1. 目的

教育再生会議報告（平成19年1月）等を踏まえた平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになりました。

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

2. 制度概要

- ① 平成21年3月31日までに授与された普通免許状又は特別免許状を持っている現職教員（国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務する校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常勤及び非常勤））は、各生年月日（栄養教諭免許状を所持する者は免許状を授与された日）ごとに定められた修了確認期限の2月前までの2年間に各大学等が開設する30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、大学等から発行された修了証明書を添えて、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会に申請することにより、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認（更新講習修了確認）を受けることが必要となります。
- ② 平成21年4月以降に初めて教員免許状を授与される方の免許状には10年間の有効期間が設定され、上記①と同様に講習受講、手続きを行うことが必要となります。

〈具体的な流れ(平成21年3月31日までに免許状を取得した教員の場合)〉

最初の修了確認期限の確認



〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間のうちに行うこと〉

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して、受講したい免許状更新講習を選択し、各大学等に受講申し込み



大学等が開設する免許状更新講習を受講(講習は大学が中心に開設します)



30時間以上の講習の課程(必修領域12時間以上、選択領域18時間以上)を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと〉

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付して、勤務する学校が所在する各都道府県の教育委員会(免許管理者)に更新講習修了確認の申請をします。



免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書発行



次の修了確認期限(10年後)まで持っているすべての教員免許状が有効

(免許状更新講習の内容(文部科学省が定めているもの))

<p>一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)</p>	<p>教職についての省察</p>	<p>イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察</p>
	<p>子どもの変化についての理解</p>	<p>イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題</p>
	<p>教育政策の動向についての理解</p>	<p>イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等</p>
	<p>学校の内外における連携協力についての理解</p>	<p>イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題</p>
<p>二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)</p>		<p>幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題</p>